

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 65 号)

令和2年10月23日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)が請求のあった公文書の存否を明らかにしないで公文書公開請求を拒否した決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 公開請求

令和2年1月27日、審査請求人は、大津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

(公開請求に係る公文書の名称又は内容)

●●(「保護」●●年●●月●●日)に関する一連の資料すべて目録も含めて一切

2 実施機関の決定

令和2年2月12日、実施機関は次のとおり理由を付して本件公開請求を拒否する決定(以下「本件処分」という。)を行った。

当該公文書の存否を答えること自体が条例第7条第1号により非公開とすべき情報(個人に関する情報)を公開することになるので存否について答えることができない。(大津市情報公開条例第10条該当)

3 審査請求

令和2年3月16日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、存否についての不回答部分及び内容全てについて公開を求める。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 ●●に対する虐待を理由とした「強制収容」に関して、事の経緯を明らかにしてその適否を明らかにするため公文書公開請求を行った。
- 2 大津市が身体拘束に係る手続きを十分な理由もなく、真偽について精査することなく一方的に措置したものであり、審査請求人が理解することもなく、大津市の当初判断が間違いであると思料する疑念を払拭することができないでいる状況の中で、その内容を隠匿する行為はかえって疑念を増加させるものである。
- 3 大津市の行為には説明責任が伴うことは必然であり、当事者に対して納得できる回答を求め

る。

- 4 誣告・虚偽を知らながら強制収容を敢行したこと及び当該内容を口頭で告知しているにもかかわらず、虚偽記載の文書を真実のごとく装って、家庭裁判所に成年後見人が必要との詐術を用い、被収容者の●●をして提出させた。
- 5 虐待及び暴行障害等の加害に関する立証が全くなされていない。
- 6 ●●の税納付に対する手続き上の銀行からの被収容者へのアクセスを妨害し、納税が妨害された。
- 7 暴行があり、虐待がなされた等の不実記載を公文書に記載したことの差押等司法手続きによらない立証のため公文書公開請求を行った。
- 8 本件公開請求は、条例第7条第1号ただし書イに該当し「公開しなければならない」とされた事項であり条例第10条の適用は違法である。
- 9 ●●で安穏生活をしていた最中に突然行使された「保護」については、行政的な手順と言うのみで、なぜ大津市が積極性をもって措置したかの理由・状況等の説明は市から一切されず、私には抗弁の機会も与えられず、公文書公開請求をしても、無回答のままであり、市が行った「暴力の認定」判断が間違っていると思っている。
- 10 根拠を明らかにせず、人を拘束・収容することは、刑法第220条に該当し、かつ大津市などの組織的な様態の場合は組織的犯罪処罰法第3条第8号が適用される行為である。
- 11 市の幹部によりチェック及び決裁が正確になされていれば防げる事犯であるにもかかわらず、一部職員の不実記載・偽造について当該職員と共同で糊塗隠蔽しようとして非公開処分を行った。
- 12 大津市個人情報保護条例第12条では、自ら利用し、又は提供してはならない規定の除外事由として、第2項第1号で「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。」とあるが、被害者たる●●の同意は確認したのか。
- 13 同条第2項第4号には、本件申立ての最大の目的でもある「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。」も除外事由としている。
- 14 大津市の行為について隠蔽が続くのであれば同条第2項第5号を援用して、公にしたうえで公開請求するが、それをよしとするか。
- 15 大津市個人情報保護条例第18条第2号(イ)には、人の生命、身体又は財産の保護を保護するため、開示する必要があると認められる情報については開示しなければならないとされている。
- 16 大津市個人情報保護条例第49条に定める、安易かつ的確、利便を考慮した適切な措置が全く講じられていない。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 請求対象公文書の存否を答えること自体が条例第7条第1号により非公開とされる個人に関する情報を公開することになるため、存否について答えることができない。

第6 当審査会の判断理由

1 請求対象公文書について

審査請求人は公文書公開請求書に「●●(「保護」●●年●●月●●日)に関する一連の資料すべて目録も含めて一切」と記載して本件公開請求を行った。この記述からは、具体的にどの文書を指しているかが判然としないが、審査請求人の主張等によると、実施機関が審査請求人の●●に対して行った高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく保護のための措置に関する文書の公開を求めているものと認められる。

2 公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することについて

条例第10条は「公開請求に対し、当該公開請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

これは、公開請求に対しては当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにした上で公開決定等をすべきところ、その例外として公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる場合について定めたものである。

例えば、特定の個人の病歴に関する情報など、公文書が存在するか否かを回答するだけで本来的に非公開情報として保護すべき利益が害されるおそれがある場合に同条が適用されるものと解される。

3 本件処分について

(1) 公文書の存否に関する情報について

審査請求人が公開を求めている文書は第6の1で述べたとおりである。したがって、その存否を答えることにより、特定の個人が高齢者虐待に係る保護のための措置を受けたか否かという事実の有無に関する情報、つまり、特定の個人を識別することができる情報とともに、当該個人の心身等の状態に関する情報(以下「本件存否情報」という。)が明らかになると認められる。

(2) 条例第7条第1号本文該当性について

条例第7条第1号本文は「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報として規定している。

本件存否情報は、特定の個人を識別することができる情報を含むため、条例第7条第1号本文の個人に関する情報に該当すると認められる。

(3) 条例第7条第1号ただし書イ該当性について

なお、審査請求人が、本件存否情報が条例第7条第1号ただし書イに該当すると主張することについては以下のとおりである。

条例第7条第1号ただし書イは、同号本文に規定する個人に関する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産の保護のため公開することが必要であると認められる情報を非公開情報の例外とすることを定めたものである。

審査請求人は、主に実施機関が行ったとする措置に対する不服を述べており、本件存否情報

を明らかにすることにより保護される利益が具体的に示されたとはいえず、条例第7条第1号ただし書イ該当性について判断することはできない。

4 審査請求人の他の主張について

審査請求人は、実施機関が行ったとする高齢者虐待に関する措置や事実認定等が不当である旨及び大津市個人情報保護条例に関連する規定がある旨を種々主張しているが、当審査会は、本件審査請求については実施機関が行った大津市情報公開条例の規定に基づく処分の適否を調査審議することから、これらの主張について判断することはできない。

また、審査請求人は、本件公開請求に係る個人の●●であることを審査請求書等で述べているが、公文書の公開請求権を定めた条例第5条は、何人にも等しく公文書公開請求を認めており、請求者が公開請求に係る公文書に記録されている情報について当事者であるか等の個別的事情が公開・非公開の判断に影響を及ぼす規定も存在しないことから、本件審査請求に係る当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 4月14日	諮問書の受理
令和2年 8月 6日	審査請求の概要説明 審査請求人の意見陳述 実施機関からの事情聴取
令和2年 9月11日	審議
令和2年10月23日	答申